

## 家計急変世帯への千葉県奨学金の貸付について

☆千葉県では、高等学校等に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。

☆新型コロナウイルス感染症等により家計が急変し奨学資金の貸付けが必要となり、一時的に貸付を受けたい場合（下記、貸付期間参照。）には、貸付申請を随時受け付けていますので、まずは学校に御相談ください。

### 【申請方法】

在学する学校で申請します。  
申請に必要な書類については奨学金担当の先生に相談してください。

### 【資格】

- ①保護者が千葉県内に住所を有する者。
- ②修学意欲があり、かつ、性行が正しい者。
- ③勤務先等が被災したことで、失業又は減収等により経済的に修学困難となった方
- ④災害により奨学生本人の自宅が被害を受けた方

### 【経済基準】

親権者の収入金額の合計が、千葉県教育委員会の定める収入基準額以下であること。  
※被災により一時的に減収となった場合でも貸付けが可能です。

### 【貸付条件】

連帯保証人（親権者）のほかに保証人（別生計の成年人）が必要です。

### 【貸付月額】

下表から希望額を選んでいただきます。貸付期間中に変更することも可能です。

区分	自宅通学		自宅外通学	
	国公立	私立	国公立	私立
貸付月額	10,000円	10,000円	15,000円	15,000円
	20,000円	20,000円	25,000円	25,000円
		30,000円		35,000円

### 【貸付期間】

初回貸付月分から令和3年3月分まで。  
※令和3年4月以降も貸付継続を希望する場合は再度申請が必要です。

### 【貸付方法】

生徒本人名義の口座に原則として毎月振り込みます。  
※初回貸付けは審査終了後、令和2年4月分から貸付決定月分までを振り込みます。

### 【返還方法】

貸付終了月の翌月から据置期間（6か月）経過後、規定の年数以内（10～14年）で月賦、半年賦又は年賦の均等払方式（無利子）により返還していただきます。

### 【返還猶予】

大学等に進学、又はその準備中の場合は、その期間返還を猶予する制度があります。  
（大学等進学の場合：正規の修学期間。大学等進学準備中の場合：年度更新で通算5年まで）  
※一定の収入（例：給与所得の場合、年間収入金額230万円）を得るまでの間も、返還を猶予できます。

※返還猶予は「減免(免除)」ではありません。

※返還猶予は申請が必要です。卒業後、自動で猶予されるものではありません。